

災害対応に協力して死亡・負傷等を された場合の補償のご案内

自主防災組織員等、一般の方の災害対応協力者が、(1)火事・救急、(2)水災、(3)暴風・噴火・豪雪・地震等への災害対応を行い、死亡・負傷・疾病・障害の身体的損害(負傷等)を被った場合、市町村は法律に基づいて、その損害の補償(公務災害補償)を行っています。本制度は消防団員等公務災害補償等共済基金が運営し、市町村を通じて補償を行います。

<公務災害補償について>

| 災害の種別 | 対象者 | 補償の根拠法令 | 補償の対象になる場合 |
|-----------------|--------------------|-----------------|--|
| (1)火事・救急 | 消防作業従事者 救急業務協力者 | 消防法 第36条の3 | 消防の消火活動を手伝う、近所の家の火事を消す、救急隊の協力をする等の活動中に負傷等した場合。 |
| (2)水災 | 水防従事者 | 水防法 第45条 | 水災(洪水、雨水出水、津波又は高潮)時、水防管理者や水防団長の要請を受けてパトロールや土のう積み、避難援助等で負傷等をした場合。 |
| (3)暴風・噴火・豪雪・地震等 | 応急措置業務従事者 | 災害対策基本法 第84条 | 市町村長から要請を受けて応急措置(災害の発生を抑える、拡大を防ぐ)に従事して負傷等した場合。 |

<火事で補償されない場合について>

火事の発生時、付近にいる方は「応急消火義務者」となり、消防隊の到着まで、消火・人命救助等の活動を行わなければなりません。

ただし、自宅や勤務先の火事、自ら発生させた火事等、『自分と関係が深い火災』の消火活動等で負傷した場合は、公務災害補償の対象にならない場合があります(消防法第36条の3第2項)。

<補償の種類>

療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償(障害補償年金又は一時金)、介護補償、遺族補償(遺族補償金又は一時金)、葬祭補償

詳細は白山市や消防団員等公務災害補償等共済基金のホームページをご覧ください。

<ご注意>

- ・補償を受けるには、被った身体的損害が公務災害に認定される必要があります。
- ・公務災害補償は、労働災害補償など他の災害補償制度との併用はできません。

<お問い合わせ>

白山市 総務部 危機管理課
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
電話 076-274-9536 FAX 076-274-9535
メール kikikanri@city.hakusan.lg.jp